

# 暴風警報または特別警報発令等(電車の運休を含む)の場合 の授業等の措置について

令和2年10月8日改訂

## 授業日について

	解除の時期	授業の処置
(イ)	午前7時までに解除の時	平常通り授業実施
(ロ)	午前9時までに解除の時	3限から授業実施
(ハ)	午前11時までに解除の時	5限から授業実施
(ニ)	午前11時現在解除されていない時	臨時休業とする

(イ)、(ロ)、(ハ)の場合、居住地から学校までの地域の暴風警報または特別警報の発令状況、交通事情により、授業開始に間に合わなかったときは、担任に申し出ること。

(ニ)の場合は登校しないこと。クラブ活動も行わないこと。

※ 暴風警報と特別警報は「大阪府内いずれの地域」に発令されていても対象とする。

※ 「電車」は阪急千里線または大阪モノレール線を指す。その他の路線については別途の指示がない限り、対象に含めない。

## 休日について

午前11時現在、暴風警報または特別警報が解除されていない場合

校内でのクラブ活動(クラスの場合も含む)は行わないこと。(登校禁止)

公式戦については主催団体の指示に従うこと(顧問およびクラブ員が参加できる状態であれば可)

午前11時までに解除された場合は、その2時間後から顧問等の教員の許可があれば登校してクラブ活動(クラスの場合も含む)を行ってもよい。

校外のクラブ活動も原則として同様に扱うが、活動場所等の状況により、顧問等の教員の判断により決定する。